

第51回広島2人デモ

調査・文責：哲野イサク
チラシ作成：網野沙羅
連絡先：sarah@inaco.co.jp



2013年5月31日(金曜日) 18:00 ~ 19:00 毎週金曜日に歩いていきます 飛び入り歓迎です

危険で違法な **黙っていたら“YES”と同じ**
関電・大飯原発再稼働を止めましょう

国連人権理事会グローバル報告に見る “フクシマ原発事故”の人権問題

広島2人デモはいてもたってもいらなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもありません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

放射線被曝に安全量はない
世界中の科学者によって一致承認されています。

本日のトピック

- 国連人権理事会グローバル報告に見る“フクシマ放射能危機”の人権問題
- ここまで腐っているとは思わなかった日本のマスコミ - 国連科学委員会“フクシマ”報告
- 福島県浪江町、「被害回復」をめざして、ついに1万人の集団申し立て

国連人権理事会グローバル報告に見る “フクシマ放射能危機”の人権問題

国連人権理事会の『達成可能な最高水準の享受は万人の権利』に関する特別報告者、インド国籍の法律家アナンド・グローバー氏は5月27日から6月14日の日程で開催される第23回国連人権理事会で『日本へのミッション（2012年11月15日～26日）』と題する特別報告をします。これは福島第一原発事故で発生し、現在日本全体で進行中の『**フクシマ放射能危機**』を**重大な人権問題として捉え**、日本政府への勧告を含めたグローバー氏の見解を報告としてまとめたものです。**第23回国連人権理事会での取り扱いいかんによっては、“フクシマ放射能危機”は国際的な人権侵害問題に発展する可能性**を孕んでいます。私の不満はこの大きな問題（**国連人権理事会への特別報告**）を日本の支配的**マスコミがほとんど無視同然の扱い**をしていることです。これでは日本語の壁に阻まれ、また日本の核推進勢力や日本政府や自民党政権とほぼ一体化した支配的マスコミのサボタージュで、私たち日本の一般市民はますます世界から『情報のガラパゴス化』していきます。大手マスコミは私たち日本の市民は『2020年オリンピック種目』にレスリングや野球が採択されるかどうかに関心が集まっていると勝手に決めつけ、こちらは大きめに報道しますが、**国連人権理事会が「フクシマ放射能危機」をどう評価しているか**に興味はないはず、としてほとんど報道していません。（**報道しても短く本質を外した内容です**）

確かに『人はパン（**放射能で脅かされない健康で安全な生活**）のみにて生きるあらず』ではありますが、パンがなければそもそも生きることは成り立ちません。

まず国連人権理事会について見ておきましょう。（**表1参照のこと**）人権理事会は経済社会理事会の下部機関だったのですが、国際的な人権擁護気運の高まりから2006年に理事会に格上げされたものです。理事会構成を見ておわかりのように、**永久理事国（P-5=常任理事国）の談合体制が継続する国連運営の中では珍しく民主的・平等な体制をもった理事会**です。2006年に理事会に格上げする時、**人権問題を外交の武器として利用しようとするアメリカはこの体制に不満でイスラエルとともに反対投票**をしました。現在理事国47か国には、常任理事国の中で唯一アメリカだけはいまだに入っていません。

[<以下次ページへ>](#)

【表1】 国連人権理事会 United Nations Human Rights Council

- 【**性格**】 国際連合加盟国の人権の状況を定期的、系統的な見直しや国際社会の人権状況を改善するため、深刻かつ組織的な人権侵害などに対処する常設理事会。
- 【**事務局**】 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）
- 【**沿革**】 国連経済社会理事会の機能委員会の一つであった国連人権委員会（United Nations Commission on Human Rights, UNCHR）を改組、発展させて新たに設立された。2006年3月15日、国連総会は、賛成170、反対4（アメリカ合衆国、マーシャル諸島、パラオ、イスラエル）、棄権3（ベラルーシ、イラン、ベネズエラ）の圧倒的多数を以て、人権理事会創設決議案を可決、同年6月に設立。人権委員会が経済社会理事会の下部に位置する独立の機能委員会だったのに対し、人権理事会は総会の直接の下部機関（補助機関）へと昇格した。
- 【**理事会**】 47の理事国から成る。人権理事会の理事は、地域ごとに員数が配分され、アフリカに13、アジアに13、東ヨーロッパに6、ラテンアメリカ・カリブ海に8、西ヨーロッパとその他のグループに7の計47になる。理事国は、総会の秘密投票で、全加盟国の絶対過半数（96票以上）の得票を得、かつ、上位（議席数内）の得票を得た国が選出される。任期は3年で、連続3選は不可。国連下部機関（補助機関）の中では最も民主的な運営を行っている機関の一つ。
- 【**主な活動**】 2006年6月：「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪防止条約）案を全会一致で採択。
2008年5月：日本の人権状況に関する報告書の中で、日本軍性奴隷制（従軍慰安婦）問題に関する完全な解決を日本政府に対し要求。
2011年6月：性的指向と性自認に関する宣言とウィーン宣言及び行動計画の実現のため、国際連合人権高等弁務官に、2011年12月までに全世界の性的指向と性自認に関連した人権蹂躞の調査を求め、その問題を理事会第19回会合にて議論するという内容の決議を採択した。（賛成:23 反対:19 棄権:3）
- 【**特別報告者**】 アナンド・グローバー氏はインドの法律家で国連人権理事会の「達成可能な最も高い健康水準の享受は万人の権利」（the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of health）に関する特別報告者（Special Rapporteur）

【資料出典】日本語ウィキペディア『国際連合人権理事会』、英語Wikipedia『United Nations Human Rights Council』、国連人権理事会サイト『Biography of Mr. Anand Grover』など。

国連人権理事会グローバル報告に見る "フクシマ放射能危機"の人権問題

やんわりと「ICRP」批判

グローバル報告の内容

次にグローバル報告の特徴は、「放射能による健康被害問題」を「**基本的人権（生存権）問題**」として捉えていることです。またIAEA（国際原子力機関＝国際的な核利用推進エンジン）やUNSCEAR（「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」＝IAEAやICRPなどを国連内部で追認する機関）など他の国連諸機関批判を慎重に避けながらも、「フクシマ放射能危機」に人権問題の視点から警告を出していることも大きな特徴です。

早速「グローバル報告」の内容を見ていきましょう。この報告は「事前無編集版」として国連人権理事会のサイトに2013年5月3日に公表（英語版のみ）されていますし、5月23日には特定非営利活動法人『ヒューマンライツ・ナウ』が全文日本語翻訳（仮訳版）をWebサイトで公表していますので、それらを参照しながら見ていきましょう。

まず報告は、日本政府の招待で2012年11月15日から26日まで日本を訪れ福島原発事故の影響を政府関係者や原子力規制委員会の幹部などからヒアリングしたばかりでなく、福島県内の各地、東京、仙台などを訪れて様々な階層の人々からヒアリングをしたと述べ、この訪問の目的が「対話と協働の精神で果たして日本政府が“健康への権利”実現に成功を収めているかどうかを推し量ることだ」と述べています。注目されるのはこの報告が日本国憲法第25条（表2参照のこと）の存在に触れ、基本的人権の重要項目である『生存権』を視野におさめていることを明らかにしています。

そして事故によって放出された放射能は「**セシウム137は広島原爆時の168倍、放射性ヨウ素及びセシウム（ヨウ素換算）で合計90京ベクレルだった**」としています。さらにその他テルル129mや129、銀110mやランタン140も放出された、と述べています。実際に影響の大きい他核種はキセノン133（約1100京ベクレル＝チェルノブイリの約2倍）、ストロンチウム89（2000兆ベクレル）やストロンチウム90（140兆ベクレル）、テルル132（約8.8京ベクレル）など広汎で多量にわたっていました。

当然この放射能によるいわゆる低レベル放射能の影響は深刻であろうが、またチェルノブイリ事故等の結果を参照することは必要であろうが、「**チェルノブイリ事故に関する肝心で十分な情報は1990年までは開示されなかった。チェルノブイリ研究では放射線被曝や放射能汚染がまだ十分解明されていない。その点でフクシマ事故に対してチェルノブイリ事故での甲状腺がん増加ばかりが適用されていることは懸念される**」と極めて常識的な見解を述べています。そして**成人や子どもに発症している様々な病気についてしっかり監視していないと後悔を残すことになる**、としています。ここの記述はこれまでのIAEAや国連科学委員会などの公式な「チェルノブイリ報告」とは随分趣を変えており、遠慮がちなIAEAや国連科学委員会批判と読めないこともありませぬ。またグローバル氏がIAEAや国連科学委員会報告ばかりでなく、その他の様々な「チェルノブイリ報告」の知見を踏まえてこ

【参照資料】国連特別報告者アナンド・グローバー氏・日本調査報告書(2013年5月23日暫定版 http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-41-Add3_en.pdf
ヒューマンライツナウ暫定仮訳 <http://hrn.or.jp/activity/area/cat32/post-199/>

【表2】 日本国憲法第25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

「日本政府はICRPの勧告に依拠してきた。ICRP勧告は汚染地域に再居住する人々に対する被曝の参照レベルとして1年間1mSvから20mSvを提示している。（正確にはICRPは2007年勧告で、緊急被曝状況では20mSv～100mSvの被曝参照レベル、現存被曝状況で1mSv～20mSv、事故の全くない計画被曝状況で1mSv以下を提示した）しかしながら広島と長崎における原爆生存者の寿命調査（LSS）の疫学研究では、低線量放射線への長期的被曝とがん発症の増加との間の健康損傷における関連を指摘している。こうした知見を無視することは長期にわたる電離放射線への低線量被曝の健康影響に悪い影響を与えるという理解を阻害することになると考える」

このか所は盲目的にICRP勧告に依拠する日本政府を批判したか所ですが、やんわりとその勧告を出しているICRPを批判したか所とも読むことができます。ICRPはそのリスクモデルのデータの根拠をほぼ100%寿命調査に依存していますが、そのLSSですら、長期間にわたる低線量被曝はがんの発生を増加させるとしているのではないか、というわけです。

またこの報告では、「**生存権」「健康管理」の立場から、事故後の日本政府の対応を厳しく批判**」しています。

「日本政府が指定した避難区域は、放射性プルームによる汚染の可能性のある地域を示唆する科学的データに基づくというよりはむしろ、福島第一原子力発電所に近いかどうかに基づいている。避難指示区域は、しばしば変更され、福島第一原発から3km圏内から10km圏内に、そしてその後、20kmにその範囲が変更された。放射能汚染の高い地域への避難指示は、事故発生から1カ月後経ってようやく出されたのである。2011年4月22日、政府は、葛尾村、飯館村、浪江町、及び南相馬市と川俣町の一部の地域を含む、福島第一原発から北西50km圏内までの地域に対して避難指示を出したが、…これら地域において高濃度の放射線量が検出されたためである。…これらの地域の人々がかなりの期間に高い放射線にさらされていたということの意味する。SPEEDIが使われた後でさえ、予測データはすぐに公開されることはなかった。」

そして現時点での避難と健康調査の必要性を次のように訴えています。

「低線量電離放射線の長期被曝による健康への影響については十分な知見が蓄積されていないことから、日本政府が下した年間被曝20mSv以下の地域への居住者への避難指示という措置に加えて、影響を受ける人々に対する長期の健康調査が行われるべきである。」

まことに当を得た指摘といえます。そして、日本政府が、782億円も投じた福島県民健康管理調査についても、「基本調査は居住者の外部被ばく線量を推計することを目的としている。」「しかし基本調査には事故当時ないしその後におけるひとりひとりの健康状態に関する質問は行われなかった。」「…それを受け…十分な被災者の健康調査を行うため新たな対策を行うよう政府に求める。…さらに、事故による放射性降下物が福島県以外の県にまで行き届いている可能性があることに鑑み、実効（予測）線量が年間1mSvを越える福島県以外の地域にまで調査地域を広げるよう政府に求める。」としています。あたりまえの要求と言うべきでしょう。

この紙幅ですべてをご紹介できないのは残念ですが、この報告書は他にも様々な極めて重要な指摘をしています。中でも、

「ICRPの勧告は、政府の全ての行動が損失に比べて便益が最大化されるよう行われるべきであるという最適化と正当化の原則に基づいている。このようなリスク対経済効果の観点は、個人の権利よりも集団的利益を優先するため、健康に対する権利の枠組みに合致しない。健康に対する権利の下で、全ての個人の権利が保護される必要がある。」とICRPの『放射線防護3原則』を明確に否定し、一人一人の人権を守ろうとする国連人権宣言の立場に立っていることが注目されます。

ここまで腐っているとは思わなかった 日本のマスコミ －国連科学委員会“フクシマ”報告

2013年5月27日付け朝日新聞朝刊（大阪本社版）を開いて私はビックリ仰天しました。1面トップ記事に「チェルノブイリの30分の1」と4段見出しを打った『原子放射線の影響に関する国連科学委員会』（UNSCEAR）の第60回総会報告書案が大きく報じられていたからです。この報告書案は、5月27日からはじまるUNSCEAR（アンスケア、と読むようです）に報告されここで承認されれば（承認されることは確実なのですが）、この秋に開催される国連総会で報告される予定です。この報告書案の内容そのものは、昨年5月にも大枠報告されていますので、いまさら驚くような内容ではありません。要するに、

- ①「福島原発事故」から放出された放射能は、チェルノブイリ事故の放射能に比べて1/4から1/3であり、それ自体は大きな事故だったものの放射能による被害はさほど大きなものではない。
- ②チェルノブイリ事故では甲状腺がん発症が数千人規模だったがそれに比べると、はるかに少ない規模だと見られる。

とするものです。

朝日新聞の記事（執筆者はICRP支持派の大岩ゆり記者。あと朝日新聞には他にICRPを熱狂的に支持する浅井文和編集委員と同じくICRP学説を日本の市民に刷り込もうとする岡崎明子記者が有名？です）によると、日本人全体の予測集団被曝線量は、今後10年間で全身が3万2000人・シーベルト（実効線量）で甲状腺が9万9000人・シーベルト（等価線量）であり、チェルノブイリ事故でのヨーロッパ全体約6億人の集団被曝線量のそれぞれ、1/10と1/30としているということです。記事の中身自体がほとんどの市民には理解不能な内容であり、書き手も実効線量（単位はシーベルト）と等価線量（これも単位は同じくシーベルト）の区別もつけていない書き方ですから、正確な理解を期待したのではなく、チェルノブイリ事故に比べると極めて軽微な放射線被曝・被害で済みそうだ、という印象を与えることだけが狙いの記事です。見出しに使われている『30分の1』もよく読むと、チェルノブイリ事故と比較した時の甲状腺に対する予測集団被曝線量（等価線量）の事です。この記事を受けて毎日新聞をはじめ各マスコミは「福島原発事故による放射能影響」（私の言葉では“フクシマ放射能危機”）は大したことではないと印象づける記事や報道を一齐に流しました。福島原発事故から2年以上も経って、しかもチェルノブイリ事故での深刻なあらゆる種類の健康損傷が、さまざまな研究者や機関、あるいはウクライナ政府などの政府機関の報告を通じて明らかになってきているのに、今になってもなおかつ、「チェルノブイリ事故での健康損傷は数千人の甲状腺がん発症だけだった、死者は数十人に過ぎない」という報告を繰り返すIAEAやUNSCEARのデマ報告を、1面トップで大きく取り上げる大手マスコミの姿勢です。ここまで日本人全体に危機が迫っているのにまだ世界的な核推進勢力であるIAEAやUNSCEARの報告を私たちにしつこく刷り込もうとする姿勢でもあります。これは単に大岩ゆり記者の個人的姿勢ではありません。新聞整理部や編集幹部を含めた朝日新聞の姿勢でもあります。私の「ビックリ仰天」、日本のマスコミはここまで腐りきっていたのか、という驚きでした。あるいは朝日新聞は「いや、UNSCEARの報告書案を入手したので、事実報道として書いたまでだ」と言うかも知れません。ならば、ちょうど同じ時期に国連人権理事会に提出された、ある意味全く相反する報告、前述の“グローバル報告”をなぜほぼ無視同然の扱いをしたか、という疑問が湧いてきます。朝日新聞が「UNSCEAR」報告（デマ報告）を私たち日本の市民に刷り込もうとし、“フクシマ放射能危機”に警鐘をならす国連人権理事会報告を私たちに知られ

【表3】原子放射線の影響に関する国連科学委員会 United Nations Scientific Committee on Atomic Radiation-UNSCEAR

【性格】 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、1955年の国連総会決議で設立された。21か国（現在時点では27か国）が参加し委員会のメンバーに科学者を送っている。年に1回正式な年次総会（セッション）を行うことになっており、また国連総会に報告を行うことになっている。国連科学委員会は放射線基準を設定する権限もなければ、核実験に関する勧告を行う権限もない。電離放射線に対する世界の人々の現在時点での被曝状況を厳密に決定するのみである。

【沿革】 1950年代初頭の冷戦下、核兵器の開発競争のために核実験が頻繁に行われだし、放射性降下物などによる被曝の懸念から核爆発の即時停止を求める提案をかわす意図もあって、第10回国際連合総会にて電離放射線の程度と影響の情報の収集と評価するための委員会を設置する提案がなされ、1955年の12月3日に満場一致で承認された。国際的に放射線被曝に関する最も権威ある機関と見られているが、メンバーは科学者中心と言うよりも、各国核推進機関の代表であり、伝統的に放射線被曝影響の過小評価を行ってきた。主要メンバーは歴史的にICRPの主要メンバーと重なりあっているところから「もう一つのICRP」とも呼ばれている。（中川保雄『放射線被曝の歴史』）

【参加国】	参加国名	参加年	参加国名	参加年
	アルゼンチン	1955年	日本	1955年
	オーストラリア	1955年	メキシコ	1955年
	ベラルーシ	2011年	パキスタン	2011年
	ベルギー	1955年	ペルー	1973年
	ブラジル	1955年	ポーランド	1973年
	カナダ	1955年	韓国	2011年
	中国	1986年	ロシア	1955年
	エジプト	1955年	スロバキア	1955年
	フィンランド	2011年	スペイン	2011年
	フランス	1955年	スーダン	1973年
	ドイツ	1973年	スエーデン	1955年
	インド	1955年	ウクライナ	2011年
	インドネシア	1973年	イギリス	1955年
	アメリカ	1955年		

【日本代表】 日本代表：米倉義晴氏

独立行政法人放射線医学総合研究所前理事長
現 ICRP 第3委員会委員

日本代表代理：児玉和紀氏

放射線影響研究所（放影研）主席研究員
放影研の前身原爆傷害委員会（ABCC）

国連科学委員会元委員長 佐々木康人氏（2004年及び

2005年）。なお佐々木氏は1997年から2006年まで国連科学委員会日本代表。また佐々木氏は2001年から2009年の間、ICRPの主委員会委員。

2008年第56回国連科学委員会総会日本代表代理 丹羽太真氏（京大大学名誉教授）。なお丹羽氏は現 ICRP 主委員会委員。放影研・評議員。

【資料出典】・英語Wikipedia：“United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation”・日本語ウィキペディア：“原子放射線の影響に関する国連科学委員会”
・UNSCEARのWebサイト：“Composition of UNSCEAR”
・哲野イサク『原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）について』（2013年5月29日）

たくなかったことは明らかです。繰り返しますが、ここまで腐っているとは私も正直思っていませんでした。

最後に朝日新聞が「国連科学委員会」と表示している国連補助機関について見ておきましょう。正式名称は「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」（表3参照のこと）もともとは1955年、大気圏核実験による地球規模の放射性降下物の深刻な健康影響について調査・報告することを目的に設立されました。しかし科学委員会とは名ばかりで、その国際的な核推進勢力が放射線被曝の健康影響を過小評価し報告することが目的でした。そのメンバーは表3の「日本代表」に見られるように、完全にICRP（国際放射線防護委員会）の主要メンバーと重なっており、今でも主導しているのは、アメリカ、イギリス、フランス、スエーデン、オーストラリアなどの核推進勢力です。

福島県浪江町、「被害回復」をめざして、ついに1万人の集団申し立て

2013年5月29日、福島第一原発事故の最大の被害地元の一つで今なお避難生活を強いられている福島県浪江町は、ついに「精神的損害に対する賠償」を求めて、原子力紛争解決センター（原発ADR）に和解仲介手続き（ADR）申し立てをしました。一般マスコミは「1万人感謝料増を求める」などの趣旨で**浪江町民が、単に感謝料の増額を求めているかのような報道をしています**が**実態はかなり違います**。それは「浪江町の決意」（表4参照のこと）にもよく表れています。引用します。

「福島第一原発事故から2年が経過しましたが、この間、浪江町民は大きな精神的損害を受け続けてきました。しかしその苛酷さは中間指針（「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」）に反映されておらず、町では要望を重ねてきましたが、いまだ実現に至っていません。そこで浪江町では、町民のみなさんとともに“和解仲介手続き”の申し立てを実施することを決意しました。」

そして「申し立ての目的」では、避難生活が終了するまでの精神的苦痛に対する感謝料「月額10万円」を「月額35万円」に増額することを要求すると共に次のようにいいます。

「避難によるこころの痛みは時間とともに軽減しないこと、また、生活が継続的に破壊されていることを明らかにし、原発事故の大きさを社会に訴えていき」「単に被害の回復を求めるだけでなく、これからの国の政策や、他の市町村の動きにも影響を与えるような運動をめざしていきます」とのべ、今回の動きが単なる賠償金額の増額ではなく、国の政策や他の市町村の動きにも影響を与えられるような運動だ、と位置づけています。原発推進政策を採り続ける政府・自民党安倍政権はともかくとして、福島県以外の原発立地地元市町村は浪江町民の訴えをどう受け止め、どう参考にしていってでしょうか？

月額10万円の賠償金額は、実は交通事故の怪我などで入院した場合に自賠責保険の月額12万円を参考にして決められており、これが現在の「国の指針」というわけですが、随分ふざけた話です。というのは、**原発事故の放射能の影響で住み慣れた故郷を失い、いわば流浪の民となった人々の精神的苦痛と交通事故との賠償とは全く性質が異なります**。これを黙って受け入れてはいけません。

実は今回の浪江町の申し立ては突然に行われたものではありません。「精神的損害実態調査アンケート」（表5参照のこと）を町民全体に実施して、その意見を聞き、さらに2013年4月7日には福島県男女共生センターで説明会を開催して町民の意志を確認してのことでした。このため事故当時町民約2万1000人の50%以上の1万1602人が参加する大型申し立てとなったものです。当日のやりとりから一部引用します。

「質問4：双葉町、小高区も同じように月35万円の精神的賠償を求めて申し立てしたが、和解に至っていない。さらに原発ADRには6000件の申し立てがあるにもかかわらず、和解が遅れその理由も明らかになっていない。和解が進まない理由は何か？」

「槍野副町長：・・・1つの和解が先例となっていくため、先例を作らないため原発ADRは引き延ばしをしているのではないかと」

「2011年3月から精神的損害に関する運動をしており、全国を回ってきた。その中で各市町村にも訴えてきたが、その訴えに応えてくれたのは浪江町長だけだった。・・・結果1100名の署名をもらった。それらの活動が今回の申し立てにより日の目を見たと思っうれしい。」

【表4】 精神的損害に対する浪江町集団申し立てについて

1. 浪江町の決意

福島第一原発事故から2年が経過しましたが、この間、浪江町民は大きな精神的損害を受け続けてきました。しかしその過酷さは中間指針に反映されておらず、町では改善の要望を重ねてきましたが、いまだ実現には至っていません。

そこで、浪江町では、町民の皆さんとともに「和解仲介手続き」の申し立てを実施することを決意しました。

- ・迅速かつ公平・適正な賠償を目指すため、**条例を制定**しました。
- ・浪江町が、**町民の皆さんの代理人**となって被害回復の先頭に立つとともに、弁護士を結成し、法的知識にもとづいて交渉を進めていきます。

2. 申し立ての目的

- ①感謝料「月額10万円」からの増額を求めること
国の指針では、精神的苦痛に対する賠償額につき自賠責の保険金を参考にしてはいますが、実際の被害は交通事故にはみられない広範・深刻なものです。被害の実態を明らかにし、賠償額に反映させることを求めています。
- ②被害の実態を明らかにし、社会に訴えていくこと
避難によるこころの痛みは時間とともに軽減しないこと、また、生活が継続的に破壊されていることを明らかにし、原発事故の被害の大きさを社会に訴えていきます。
- ③町民が一丸となって行動を起こし、価値のある先例をつくること
全国各地に避難している町民の皆さんが連帯し、声をあげていくことで、単に被害の回復を求めるだけでなく、これからの国の政策や、ほかの市町村の動きにも影響を与えられるような運動を目指していきます。

【参照資料】浪江町webサイト「浪江町によるADRへの集団申し立て」資料1「精神的損害に対する浪江町集団申し立てについて」
<http://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/1692.pdf>

【表5】 精神的損害実態調査アンケート

精神的損害実態調査アンケート （高校生以上対象）

【はじめに】

今回の和解仲介申し立てにあたって、町民の皆さんの損害状況をまとめ、その根拠として提示するとともに、被害の実情を客観的に把握させていただき、今後の取り組みの資料としていきたいと考えています。

皆様の苦痛度についてのご回答は、個人の賠償金額に影響することはない、町全体で求める賠償額の根拠として、性別や年代ごとに集計し、避難による精神的損害の全体像を把握するために活用いたしますので、感じたままを正直に✓を入れてお答えください。

6. 現在あなた自身が感じている苦痛についてお答えします。

(例) 現在の現在や将来の健康に不安
不安の強さについて1〜5まで✓をつけて下さい

不安
□5 □4 □3 □2 □1

強 弱

6-1. 幅広くによる精神的損害

① 現在の現在や将来の健康に不安

□5 □4 □3 □2 □1

② 自分の結婚、出産に不安

□5 □4 □3 □2 □1

③ 子（孫）の結婚、出産に不安

□5 □4 □3 □2 □1

④ 幅広くしたことによる差別・偏見の苦痛、不安

□5 □4 □3 □2 □1

⑤ 差別が片足ない、腕にできない、髪がなくなり、顔がなくなり、顔つらくなる

□5 □4 □3 □2 □1

⑥ 現在や将来の避難先が不安

□5 □4 □3 □2 □1

⑦ 賠償額が少額による苦痛、不安

□5 □4 □3 □2 □1

⑧ 「幅広くによる」その他の苦痛をお書きください。

()

6-2. 地域社会（コミュニティ）破壊による精神的損害

⑨ 避難先で生活に馴染めない、人との交流が断れ、孤独で不安の苦痛

□5 □4 □3 □2 □1

⑩ 浪江町で育ち交際してきた友人と会えなくなった苦痛、友人の卒業を悼む苦痛

□5 □4 □3 □2 □1

【参照資料】浪江町webサイト「浪江町によるADRへの集団申し立て」資料4「精神的損害実態調査アンケート」
<http://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/1697.pdf>

これまで**日本政府や電力会社は、原発立地先を確定するため、お金で人の心や命や健康やふるさとを買ってきました。そして必ず、それらお金には替えられないような価値を安く買いたたいてきました。事故を起こし、ふるさとや自然や生活を失った人々に対しても、なおかつその被害を安く買いたたこうとしています**。これまで、人々が安く買いたたかれるのを甘んじて受け入れてきたという事情も確かにあります。しかしそれも足下を見られたからです。もう安く買いたたかれてはなりません。**そして原発は高くつくことを思い知らさなければなりません。私たち広島市民も自分たちの問題として浪江町民を支援する必要があるでしょう。**

国連人権理事会が取り上げ警鐘するように、これは人権問題であり、私たちの生存権問題なのです。